

【研究ノート】

DV、児童虐待など親密圏における刑事事案に関する
警察官の行動と意識

吉田如子

社会安全・警察学研究所 研究員

目次

0. はじめに
1. DV、児童虐待に関する通報・相談件数の増加
2. 日本の警察官に対するDV、児童虐待事案への介入に関する統制
3. DV、児童虐待事案に関する警察官の経験と意識
 - 3.1. 法箴言等の影響およびその影響の減少について
 - 3.1.1. 家族観の変化
 - 3.1.2. 警察官の社会的現実
 - 3.1.3. 警察官の職務に関する規範意識
 - 3.2. 通達の影響、特に被害届についての姿勢
 - 3.2.1. 暴行事案への積極的な対処
 - 3.2.2. 被害の届出がない場合でも強制捜査を含め立件を検討
 - 3.3. 組織、人員など資源の拡充について
4. 結びに代えて

0. はじめに

本稿では、ドメスティックバイオレンス（以降、DV）、児童虐待など、親密圏において発生する刑事事案への介入のあり方に影響すると議論されている警察官の意識を理解することを目的に、警察大学校警部任用科在籍警察官を対象とした面接調査（2016年5-6月および9-10月にかけて実施）における自由記述内容を紹介する。本面接調査においては、面接実施者が、面接協力者の書面による同意を得て面接内容を録音、一旦逐語テープ起こしを行い、その後、面接協力者や記述内容中の登場人物の特定につながると思われる情報、出身地特有の言い回し、語尾等を削除、変更し、いわゆる「だ・である調」で書き直した。その後、面接実施者ではない人物により、さらなるクリーニングを行った。

本面接調査は、児童虐待、およびDV事案、その中でも性犯を除く、暴行、傷害罪に当たりうる事案における警察官の介入を理解することを目的として実施した。日本警察による児童虐待事件の検挙は467件（2013年）と、配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の検挙件数5,807件（2014年）と比較して遙かに少なく、警察官の経験もそれに比例していた。したがって、実際にはDVへの対処についての記述内容が多く、本稿では、主にDV事案を中心に議論する。本稿では、①DV、児童虐待に関する通報等に関する状況およびその背景にある要因を検討し、②DV、児童虐待事案への対処についての警察庁通達などによる警察官への統制を踏まえた上で、③警察官のDV、児童虐待事案における経験や意識について論ずる。

1. DV、児童虐待に関する通報・相談件数の増加

今日、DV、児童虐待などの事案に対する注目が集まっている。配偶者暴力相談センター等や警察へのDVの訴え、児童相談所での虐待相談件数は増加する傾向にある。警察による配偶者からの暴力事案等の認知件数は、平成20年の25,210件から平成26年の63,141件へと約150%の増加を見た。内閣府（2014）の調査によれば、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあると回答した割合は、女性で23.7%、男性で16.6%に上っており、現在は少ない男性からの通報を中心にDV通報はさらに増加する可能性も高い。児童相談所での児童虐待相談についても、その半数近くが心理的虐待に関するものだとはいえ、暴行、傷害、強制猥褻、強姦といった刑法犯に当たることも多いであろう身体的虐待（平成20年度16,343件から平成27年度には28,611件へと約75%増）や性的虐待（同年度間で1,324件から1,518件と約15%増）も増加する傾向にある。しかし、この傾向は日本全体の犯罪件数の変化とは異なっている。平成20年に約183万件を記録した認知件数は、平成26年には約121万件に、人口1,000人あたりの認知件数は14.3件から9.5件に減少している。それではなぜ、児童虐待やDVの警察による認知件数や児童相談所における児童虐待相談が増加しているのだろうか。

これらの増加の理由については様々な解釈が成り立ちうる。

まず、額面通り、児童虐待やDVの実数が増加していると考えられるだろうか。児童虐待やDVの当事者となり得る人口が増加していれば、児童虐待やDV事案の実数も増加すると考えられる。しかし、平成27年国勢調査によれば、平成22年と27年を比較して、夫婦のみの世帯は約1,024万世帯から約1,072万世帯に、子供とひとり親の世帯数は約452万世帯から約472万世帯に増加する一方、子供と夫婦の世帯は約1,444万世帯から約1,429万世帯に減少し、対象となる世帯が大きく増加しているとはいえない。また、14才以下の人口も約1,684万人から約1,617万人に減少している。DVや児童虐待の訴えなどが、DVや児童虐待の加害者、被害者になりうる人口の増加により増加しているとの仮説は成り立ちにくい。

加害者、被害者となりうる人口は増加していないが、何らかの理由でDVや児童虐待に当たる事案は増加しているとは考えられるだろうか。海外ではしばしば、ソーシャルキャピタルの乏しさと児童虐待には相関があるとする議論が行われている。また、貧困とソーシャルキャピタルの乏しさにも相関があるとされている。近年、日本において相対的貧困率は16.1%（2012年）と高止まり傾向にあるとされ、仮に日本において、相対的貧困にある市民のソーシャルキャピタルは乏しく、ソーシャルキャピタルの乏しさと児童虐待の発生には、因果関係はともかく相関関係があるとすれば、日本においても児童虐待の実数は増加していると仮定できる。しかし、ソーシャルキャピタルとは何か、豊かなソーシャルキャピタルの効果とは何かといった点は明らかにされていないとの指摘もある（木村 2008）。また、仮に貧困、ソーシャルキャピタル、児童虐待に関連性があるとしても、近年の短期間でのDVや児童虐待の大幅な増加は説明できないだろう。そこで本小論では、DVや児童虐待事案の実数が大きく増加しているという仮説は採用しない。

DVや児童虐待の実数は通報件数や認知件数に見られるほど大きく増加していないにも関わらず通報件数や認知件数が増加していると仮定すると、市民の意識の変化が原因の一つと考えられる。児童虐待やDVについて問題視する声が大きくなり、以前ならば警察への通報や配偶者暴力相談センターへの相談に至らなかったようなケースでも市民が通報、相談するようになった結果、公機関が認知する機会が増加したと推測できる。このような意識の変化は急激に起こる。Dutton（1987）が引用しているTime誌の記事によれば、児童虐待について重篤な社会問題だと考えるアメリカ市民は、1976年には10%に過ぎなかったが、1982年には90%に増加した。日本においても、様々な児童虐待やDVについての啓発キャンペーンが行われていることを考えれば急激な意識の変化が起きていると考えられる。2010年から2011年に実施された就学前の幼児の保護者を対象とした調査によれば、多くがしつけとして容認できる行為と見做すのは、「大声で叱る」「尻をたたく」「手を叩く」程度までで、「顔を叩く」「足を蹴る」「体をつねる」「ものを投げる」などについて虐待と見做す割合は

49.8%から86.3%である(李・山下・津村 2012)。しかし、1994年に発行された民法の注釈書(於保・中川編 1994)によれば、親が子を懲戒する場合、「しかる・なぐる・ひねる・しばる・押入に入れる・蔵に入れる・禁食せしめるなど適宜の手段を用いてよい」とあり、日本においても何が虐待かについての意識は大きく変化していることがわかる。したがってこのような意識の変化から通報件数等が増加していると考えられることができる。

加えて、かような市民の意識の変化がこれほどの通報件数等の増加に結びつくのは、他の犯罪類型と比較して、児童虐待やDVに対しては、何らかの理由で警察による十分な介入が行われていないためだとも考えられる。つまり、DVや児童虐待事案に対しては十分な刑事介入が行われていないために、他の犯罪と比較して発生が抑制されず、市民も危機感を募らせるといえる可能性である。米国の研究によれば、いわゆるDV事案、つまり、親密なパートナー間で発生する暴行や傷害事案に対しては、警察官は不当に介入を控えるなど、当事者が不満を持ち警察監察機関などへ不服申し立てを検討するような行動をとることが多いとされる(Goodman-Delahanty and Crehan 2015)。さらに、DV事案については、起訴や有罪判決に至る割合が他の同様の刑事事案と比較して低いことが指摘されている(Dutton 1987, Sherman 2000, Garner and Maxwell 2008)。その理由の一つは、証拠の採集が不十分であることだとされる(Devine, Clayton, Dunford, Seying & Pryce 2001, Nelson 2012)。英国の警察監察(Her Majesty's Inspectorate of Constabulary 2014: 57)は、身体に傷害を負った600件のDV事案における様々な証拠採集がどのくらいの頻度で行われたかを分析し、証拠採集が不十分と結論づけている。下表によれば、傷害を負った部分の写真の撮影が半数以下、近隣住民への聞き取りは4分の1以下、警察への通報記録の確認・開示は5分の1以下の事案でしか行われおらず、警察官が市民と接触を持つ際に使用が推奨されているボディカメラの使用はわずか4%と極めて少なく証拠採集が決して充分ではないことがわかる。米国でも同様の傾向にあり、警察官に対して、一定の証拠採集を一律的に義務化することが提言されたり(Nelson 2012)、ボディカメラを常に作動させておくことが求められたりしている。

【傷害が確認されたDV事件600件における証拠採集状況】
(Review of evidence contained in 600 domestic abuse actual bodily harm case files)

証拠の種類	実際に収集した割合 (%)
警察官が最初に臨場したときの被害者調書	80%
事案直後の傷害を負った部位の写真	46%
近隣の住民からの聞き取り	23%
現場と被害の状況、被害者・被疑者の様子の警察官供述調書	69%
被害者と現場の状況を記録するためのボディカメラの使用	4%
警察への通報記録の確認と開示	16%

証拠採集が不十分な理由の一つとして、警察官がそもそもDV事案立件に積極的でないことが挙げられるが、その一因としては、DV事案や児童虐待事案における虚偽の申し立ての多さがあるとされるが(Johnston et al. 2015)、虚偽の申し立ての頻度については極めてまれとする研究もあれば(Behre 2015, Bolotin 2008)、他の刑事事案と比較して一般的とする研究もある(Austin 2000, Douglas et al. 2012)。

日本においても、過去には、2000年のストーカー規制法につながった1999年の桶川ストーカー殺人事件など、警察が十分な介入を行わなかったと批判を受けた事件は決して少なくない。仮に日本においても英米と同様に、DVや児童虐待に関して起訴率や有罪率が低いのであれば、このような観点からの調査も必要かもしれない。

2. 日本の警察官に対する DV、児童虐待事案への介入に関する統制

さて、面接調査結果に触れる前に、現在、日本の警察官に対して、DVや児童虐待などの事案においてどのような対応が求められているのか確認しておきたい。本稿では警察官の行動や意識を対象としているので、本節で論ずる DV や児童虐待とは、警察の介入が予想される、法的に暴行罪や傷害罪が成立する可能性のある行為に限定する。このような行為に対する警察の刑事的介入に影響する要素としては、①「法は家庭に入らず」などの法箴言（池田 2001）や「民事不介入」の原則など、②中央政府からの通達などによる公式の命令、あるいは、③人的、組織的資源、予算の多寡などが挙げられる。

まず、法箴言についてであるが、「法は家庭に入らず」の刑法における具現化は、窃盗、詐欺、横領などの財産犯における親族間の特例などであり（永野 2006）、暴行や傷害、強姦、殺人などの身体犯では明示的には見られない。民法におけるこの箴言の具現化は、当事者の同意によって離婚が成立する協議離婚制度や民法第 820 条、および、822 条に定める親の子に対する懲戒権に見られる。法文は、懲戒方法を限定しておらず、先に触れた於保・中川（1994）による民法注釈書に見られるとおり暴力を認める余地を残しているとも考えられる。しかし、民法の一部改正（平成 23 年法律第 61 号、平成 24 年 4 月施行）により、懲戒権は「子の利益のために」なされる監護および教育の範囲に限定されることとなり、少なくとも近年制限される方向に向かっていると考えられる。また、日本においては、「民事不介入」原則、つまり警察は民事紛争あるいはそれに類する紛争には介入しないという原則が過度に広く適用されてきた。しかし、平成 12 年 6 月 16 日に開催された警察刷新会議第 8 回会議において、「職務執行における責任の明確化及び『民事不介入』についての誤った認識の払拭」が必要とされ、一人の委員が、「労組の強談威迫にわたる団交でも誰か殴られて怪我をしなければ出られないという考え方があった」などと指摘し、是正を求めている。したがって、現在では、介入を控えるよう求める法箴言や慣習的な表現の影響は、法律改正や有識者による提言によりかなり減少しているものと考えられる。

次に、中央政府からの命令について検討する。都道府県警察に対する警察庁からの公式の命令としては、児童虐待については、生活安全局および刑事局の連名で発出された、平成 28 年 4 月 1 日付警察庁丁少発第 47 号、丁生企発第 196 号、丁地発第 51 号、丁刑企発第 38 号、丁捜一発第 43 号が挙げられる。以下が通達の一部である。「警察において、110 番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、これまでどおり、警察職員が現場臨場し、児童の安全確認を行うものであるが、その結果、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所、市町村等関係機関に対し当該児童に係る過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的に総合的な判断を行うこと。関係機関への事前照会の結果、過去に取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること」とされ、警察官に対しては 110 番通報時の状況だけでなく、「総合的な判断を行い、警察のみではなく、児童相談所や市町村等関係機関による取扱いがあったとされる児童については、児童虐待の蓋然性が高いものとして対応すること」が求められている。つまり、臨場した際の 1 回の行為が通報すべきレベルに達していなくても、監護者の過去の行為等も勘案した上での積極的な介入が求められていると考えられる。DV に関しては、警察庁からは、警察庁丙生企発第 133 号、警察庁丙捜一発第 44 号、警察庁丙刑企発第 72 号、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ確な対応の徹底について（通達）」が発出され、「この種の事案の加害者に対しては、警告等の行政措置が犯行を阻止するのに十分な有効性を持たない場合もあることから、こうした措置を優先する考え方を排除し、例えば、被害者に対する脅迫文言等を捉えて速やかに検挙するなど」の対応を求め、従来、行政措置を優先させそれでも状況改善が見られない場合にのみ刑事的介入を検討するという謙抑的な姿勢からの転換が観察できる。都道府県警察においても、この通達を受けて同様の内容の例規が存在している。配偶者からの暴力事案に係る対応要領を定めた、大阪府警察平成 14 年 12 月 18 日例規（生総・府民・地総・刑総）第 104 号、改

正平成29年3月24日例規（生総）第21号においては、「被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、被害者等に被害の届出の働き掛け及び説得を行い、説得等にもかかわらず被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観的証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを積極的に検討するものとする」とあり、事実上必要とされてきた被害の届出がなくとも、強制捜査を検討し積極的に介入することを求める公式命令が存在していることがわかる。

最後に、組織的資源その他についてはどうだろうか。例え新しい政策を示す警察庁からの通達や都道府県警察による例規が存在していても、それを実現するための人的、組織的資源、予算が不足したままでは政策の転換は実現されないだろう。つまり、上に述べた通達や例規が命令というよりは、努力義務の設定、児童虐待やDVの対応に関する啓発を目的としており、具体的な介入を求めたものではないと言えるだろう。

人的、組織的資源に関しては、警察庁からは従来警察署レベルで対応していた人身安全関連事案（恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案を含む）を、専門化された都道府県警察本部の部署で対処し、事件の際には特別な要員を警察署に派遣するよう求める通達が出されている。平成25年12月6日付の警察庁丙生企発第132号、警察庁丙少発第30号、警察庁丙捜一発第43号、警察庁丙刑企発第71号によれば「人身安全関連事案の危険性・切迫性を見極め、執るべき措置を検討するためには、知見と経験を蓄積し、体制の充実した警察本部による速やかな事態の掌握とその主導の下での対処が必須である。したがって、今後、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察署長の指揮は維持しつつも、警察本部がより積極的、機動的に関与することとし、このため、警察本部に、人身安全関連事案について一元的に対処するための体制（以下「本部対処体制」という。）を確立することとする。この本部対処体制は、警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、関係警察署と緊密に連携の上、その危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行うことを任務とするものであり、生活安全部門及び刑事部門を総合した編成とすること。また、警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員（以下「現場支援要員」という。）を含むものとする。なお、個別の事態に応じて、本部対処体制のほか、刑事部捜査第一課特殊班等必要な捜査力の積極的な投入も検討すること。」とある。予算拡充の規模は明らかでないもののこの通達を受け、現在、多くの都道府県警察においては、人身安全対策課などの名称で、児童虐待、DV等を専門とする部署が設立、拡充されている。平成29年2月3日版の毎日新聞によれば、三重県警察は平成29年度の組織改編において、既存の生活安全部生活安全企画課の子ども・女性安全対策「室」を、30人規模の人身安全対策「課」に拡充、新設している。このような動きは例外的なものではなく、他の都道府県警察においても同様である。したがって、組織的、予算的な裏付けがないとは考えにくい。

したがって今日の日本においては、DVや児童虐待事案に対して、警察が積極的な介入を行うよう求められ、かつ、そのための資源も整備されつつあると思われる。

3. DV、児童虐待事案に関する警察官の経験と意識

さて、制度的には積極的な介入を求められている警察官であるが、実際にはどのような行動をとり、どのような意識を持っているのであろうか。本面接調査において聞き取った、警察官の数年前の経験などを通して、①「法は家庭に入らず」などの法箴言、「民事不介入」の拡大解釈としての親密圏内でのめ事に警察は介入すべきではないという価値観等の影響、あるいは、影響の減少、②積極的な介入を求める通達の影響、特に被害届についての姿勢、③組織、予算など資源の拡充に触れているものを中心に紹介する。

3.1. 法箴言等の影響およびその影響の減少について

法箴言等の影響の減少は警察官の中でよく意識されている。影響の減少の背景としては、①警察官自らを含めた日本社会における家族観の変化、②①とも関連するが、警察官がその職務環境の中で構築し共有している社会的現実、③警察官の職務を果たす上での規範意識などが挙げられる。

3.1.1. 家族観の変化

—— 最近の警察官は、子育てによく参加している。実際、毎日ではないだろうが、自分が見聞きする中でも、子供のお弁当を作ったり、幼稚園や学校への送迎、運動会での見学の場所取りをしたり、週末の子供の野球などに参加したりして、妻や子供を積極的に大切にしなければならないという風潮を感じる。だから、子供についた痣をしつけなら当然と考えることはないと思う。私自身、子供に手を上げたことはない。傷害を担当すればわかるが、うっかり痣をつけるのはとても難しい。

—— 警察の責務は法で定められているが、社会的評価がついてくる。社会的評価は時代によって変わる。まさに人身安全は、あるタイプの事案に対する社会の評価が変化した典型。個人の権利は家庭内でも守ってください、結婚という契約の上で加害があれば守ってください、警察が公的機関としてできることをやってください、というのが社会からの要請。警察としてできることは逮捕が中心。法律が変わらなくても社会の意識が変われば解釈が変わる。したがって、警察においても如何に（人身安全事案の当事者を）分離するかが評価されている。

3.1.2. 警察官の社会的現実

—— もはや法は家庭に入らずというのはないご時世。検挙したら予防になる。被害防止や事態改善は重要だが、検挙も大きな役割を果たす。検挙しなかったら、やってもばれないと思って繰り返す、模倣犯が出る。昔、子供が本屋で万引きしても説諭などで済ませていたら、本屋の経営状態が傾いたことを考えるべき。

—— 今は、児童虐待（に）警察が積極的に関与すべきというのが世の中の要請だと思う。児童相談所は子供の保護はできても、親の逮捕はできない。また、児童相談所への通所もほぼ任意と聞いている。

—— 個人的には、犯罪が成立するような児童虐待事案では、世間は、警察が何とかできただろうから責任があるのは警察だと思うのでは、と想像する。ニュースや新聞記事もそのような論調である。

—— 自分は刑事で強行（犯担当）なので重大犯罪を扱っている。経験から考えるに、被疑者の家庭には大体問題がある。問題はおそらく最初は小さいのだが、小さいからと放っておくと、運が悪ければ極端に悪い方向に進んで最終的には犯罪につながるように思う。

昔放火を取り扱った。ある人が些細なことで家を飛び出し居住部分につながっている建物に灯油をまいて燃やした。現住の放火で重罪。精神鑑定をして責任能力には問題がないので送致したが、最終的には不起訴になった。理由は、この人が幼い頃（重い）虐待を受けていたこと。当時は何も対処してもらえず、誰も助けてくれなかった。…それが成人になってからのこの人の生き方に絶対影響を与えていると感じた。…以降、被疑者の家庭環境に関心を抱くようになった。ある人は父親が自殺していた。別の被疑者は父親に虐待されていて、その父親も自殺していた。…全てではないだろうが、幼いときの家庭環境が影響しているという気がする。かわいそうな環境の被疑者がたくさんいる。…家族は本当に重要だと感じた。…小さい頃の生活環境はちゃんとしてあげたい（ので積極的に介入を検討する）。

3.1.3. 警察官の職務に関する規範意識

—— 警察は、危険から市民を守るための専門家なので、本来（犯罪が成立するような事案において）介入するかどうかで迷うべきではない。

—— 警察は警察が法によって委託された権限を粛々と行使すればよい。警察が勝手に（法以外の要素を考慮して）法の適用を曲げてはいけない。

—— 警察が誰か逮捕して家庭が壊れるのは、児童虐待に限らない。不満があっても、警察が勝手に決めているのではなく、法律が決めていることを理解してもらえない。…少なくとも私には逮捕した後のことまで考えられるほどの経験や知識もなく、制度上の権限もない。警察官が自分独自の考えを持つこと自体があまり望ましくないと考えている。私は一個人であって、国家機関ではなく、運営方針を決める立場でもない。

—— 家庭を守ってあげないといけないから、と、そういう事情を特に汲むというのは、法を曲げること。我々警察官は構成要件に当たるか当たらないかだけを見るべきではないか。児童虐待でなくても、(被疑者に)小さい子供がいてかわいそうだから、立件しないという判断はない。

3.2. 通達の影響、特に被害届についての姿勢

本調査において多くの警察官が言及したのは、①診断書等から被害が客観的に確認できる傷害事案だけでなく、暴行事案についても積極的に対処するようになったこと、②警察にとって、刑事訴訟手続への被害者の積極的な関与の保証を意味する被害の届出がなくても、強制捜査を含め立件を検討すること、の2点である。

3.2.1. 暴行事案への積極的な対処

—— 人身安全(関連事案)なら歴は必ず考慮する…今は暴行で第三者等が見ていなくてもきちんと申告があれば(事件として)受ける。

—— ここを殴られたと言われればわかるという程度で立件検討する。それ以外にも、こちらが何か感じる時がある。これはまずいんじゃないかという感覚、勘。言語化できない何か。ものが壊れている、ほこりがたまったまま、不潔、不衛生、洗濯物が干しっぱなし、干してある洗濯物の態様、ゴミ箱の中に入っているものがカップラーメンばかりとかビールの缶ばかり、灰皿がいっぱいになっている、荒れている感じ。話したときの感覚、ちょっと理屈の通らない受け答え、思い込みが激しい感じ。

—— 人身安全(関連事案対処)の流れからは、叩かれたことが立証できるなら暴行罪を検討する。叩くことは実際にはあると思うが、それが110番されるのは特別なこと。よほどのこと。叩くことが止められない親なら当然考える。私自身、子供に手を上げたことはない。

3.2.2. 被害の届出がない場合でも強制捜査を含め立件を検討

—— 被害届を出さないようにしたら、あるいは、家族のことだから、などと被害者に言うことは禁止されている。これは明示的な上からの命令。

—— 妻が被害者で夫に青あざをつくるくらい殴られていた。おそらく普段から殴られており、たまたま殴りすぎたと思った夫が被害者を病院に連れて行き、被害者は入院した。その際に、病院からこんな人が入院したと警察に連絡が入ったと記憶している。…病院に行ったら、加害者である夫はいなかったが、夫の取り巻きが見張りをしているのか複数いた。そこで裏口から被害者をつれて出ようとしたら見つかってしまい、仕方なく、警察官だと名乗って警察署に連れてきた。被害者は、自分や子供への仕返しをおそれて立件は望まなかった。しかし、円満な離婚を希望するとのことだったので、婦人相談所を紹介してそちらで援助してもらった。この事件は傷害が成立していると考えられたが、逆恨みの可能性と離婚の意思などを考慮して立件しなかった。実際事件としては終結した。今なら、事件化するだろう。当時でも、離婚しないのなら、被害届を出すようにとかなり強く押し、場合によっては被害届なしでも立件していたかと思う。

—— 例えば、殴られて110番したのに、被疑者が逮捕を避けようと土下座して謝るなどするので、(被害届を)取り下げる。いろいろな理由で取り下げはある。ただDV、ストーカーはそういうものだとは心理学的な面からも教養を受けているのでそれほど悩まない。DV、ストーカーは、相手を見切れなかったり、新しい環境でやり直す自信がなかったり、マインドコントロールがかかっている人が被害者になる犯罪なので、被害届取り下げは普通のこと。最近では被害届なしでも

逮捕しようという動きになっているので、手段の一つとして何をとるかを考えるのが仕事だと思っている。

—— 検挙してくれと自分から最初からいう人は、被害に遭わない人。DV被害に遭う人は、いやだとはっきり言えない、曖昧に済ませようと思う人が多い。したがって、DVの被害者は、被害届を出さないのが当たり前と思って対応している。ストーカー、DVで、被害者が完璧にいい人ではないのは普通のこと。複数と不倫してストーカーされたり殴られたりするのによくある事例。被害者に落ち度があればあるほど、大きな事件に発展しやすい。それは、被疑者も自分は悪くないと思っているため。DV、ストーカーはそういう人でも犯罪に遭ってはいけない、守らなければいけないという制度。

3.3. 組織、人員など資源の拡充について

—— 人身安全は最優先課題と理解している。また、人身安全の人員も非常に充実している。

—— DV、ストーカー、児童虐待は近年優先順位が大変高い。DV・ストーカーの専従なので何とかこなせている。

—— 大規模県警なので、本部も署も比較的充分な人数がいる。児童虐待は担当したことがないが、人身安全は最優先なので（人員などの状況は）変わらないのでは。

4. 結びに代えて

以上の発言内容から見られるように、日本の警察官たちは、DV、児童虐待ともに、警察庁からの統制や彼らが関知するところの社会的現実、社会的要請に従い、積極的な介入を行っているようである。ただし、今回の調査協力者は、比較的早く警部に昇任しており、優秀で、警察庁からの統制や社会的要請に応答的な警察官がほとんどであろうと推察される。したがって、日本警察が全体として、DVや児童虐待事案にどのような対応をとっているかについては、まだまだ調査の余地が残されているかもしれない。

文献リスト

池田由子（2001）児童虐待——現況とその問題点——、こころの健康 16(2), pp. 4-9

永野豊太郎（2006）「法格言」立法と調査 第255号 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2006pdf/2006051233.pdf 2017年10月27日確認

於保不二雄・中川淳編（1994）『新判注釈民法（25）親族（5）』有斐閣 p. 116

木村美也子（2008）ソーシャルキャピタル—公衆衛生学分野への導入と欧米における議論より—、保健医療科学 57(3), pp. 252-265

内閣府（2014）「男女間における暴力に関する調査」（平成26年度調査）

李璟媛・山下亜紀子・津村美穂（2012）しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—、日本家政学会誌 63(7), pp. 379-390

Austin, W. G. (2000) “Assessing credibility in allegations of marital violence in the high-conflict child custody case,” *Family & Conciliation Court Review* 38 pp. 462-514

Behre, K. A. (2015) “Digging beneath the equality language: The influence of the fathers’ rights movement on intimate partner violence public policy debates and family law reform,” *William & Mary Journal of Women and the Law* 21 pp. 525-602

Bolotin, L. (2008) “When parents fight: Alaska’s presumption against awarding custody to perpetrators of Domestic violence,” *Alaska Law Review* pp. 263-301

Devine, D. J., Clayton, L. D., Dunford, B. B., Seying, R., and Pryce, J. (2001) “Jury decision making: 45 years of empirical research on deliberating groups,” *Psychology, Public Policy and Law* 7(3), pp. 622-727

Fox, B. (2009) “Crawford at its limits: Hearsay and forfeiture in child abuse cases,” *American Criminal Law Review* 46(3), pp. 1245-1265

Goodman-Delahunty, J. and Crehan, A. C. (2016) “Enhancing Police Responses to Domestic Violence Incidents: Reports From Client Advocate in New South Wales,” *Violence Against Women* 22(8), pp. 1007-1026

Her Majesty’s Inspectorate of Constabulary (2014) *Everyone’s business: Improving the police response to domestic abuse*. London, England: Home

Office

- Johnston, J. R., Lee, S., Olesen, N. W. and Walters, M. G. (2005) "Allegations and Substantiations of abuse in custody-disputing families," *Family Court Review* 43 pp. 284-294
- Nelson, E. L. (2012) "Police controlled antecedents which significantly elevate prosecution and conviction rates in domestic violence cases," *Criminology and Criminal Justice* 13(5), pp. 526-551
- Nelson, E. L. (2013) "The relationship between individual police work habits and the stated reasons prosecutors reject their domestic violence investigations," *Sage Open* 3(4), pp. 1-11